

令和7年12月12日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市消費者保護審議会

会長 松井 和彦

大阪市消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準について（答申）

大阪市消費者保護条例第33条第2項第1号の規定に基づき、大阪市長から令和7年

9月5日付け大市民消費第35号により諮問のありました件について、別紙のとおり答
申します。